（内閣官房副長官補付）同　井川　裕昌
郵政民営化委員会事務局次長の併任を解除する
（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））同　岡田　則之
国家公務員制度改革推進本部事務局審議官の併任を解除する
（内閣官房副長官補付）同　齋藤　晴加
郵政民営化委員会事務局参事官に併任する
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））同　阪本　克彦
（同）同　練合　聡
（同）同　堀江　宏之
国家公務員制度改革推進本部事務局参事官に併任する（各通）
（内閣官房副長官補付）同　椿　泰文
郵政民営化委員会事務局参事官の併任を解除する
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））同　稲山　文男
（同）同　谷　史郎
国家公務員制度改革推進本部事務局参事官の併任を解除する（各通）（以上六月二十八日）

財務省

（大臣官房長）財務事務官　香川　俊介
関税局長心得兼税関研修所長心得石原一彦外国出張不在中同局長及び同所長事務代理を命ずる
（大臣官房参事官）同　佐藤　慎一
関税局長心得兼税関研修所長心得石原一彦外国出張不在中同局長及び同所長事務代理を命ずる
（大臣官房長）同　香川　俊介
関税局長兼税関研修所長事務代理を免ずる（以上六月二十六日）
（大臣官房長）財務事務官　佐藤　慎一
関税局長兼税関研修所長事務代理を免ずる（六月三十日）
（外務省在アメリカ合衆国日本国大使館参事官）外務事務官　田原　芳幸
財務事務官に任命する
大臣官房付を命ずる（七月四日）

最高裁判所

東京地方裁判所判事補兼東京家庭裁判所判事補・東京簡易裁判所判事　北村　久美
福岡地方裁判所判事補に補する
福岡地方裁判所小倉支部勤務を命ずる
兼ねて福岡家庭裁判所判事補に補する
福岡家庭裁判所小倉支部勤務を命ずる
小倉簡易裁判所判事に補する
高知地方裁判所判事補兼高知家庭裁判所判事補・高知簡易裁判所判事　平山　俊輔
岐阜地方裁判所判事補に補する
兼ねて岐阜家庭裁判所判事補に補する
岐阜簡易裁判所判事に補する
東京高等検察庁検事　小山　紀昭
司法研修所教官に充てることを解く
同　廣上　克洋
司法研修所教官に充てる（以上七月五日）
名古屋高等裁判所長官　山崎　敏充
東京高等裁判所長官に補する
高等裁判所長官　岡田　雄一
名古屋高等裁判所長官に補する
東京高等裁判所判事　小池　裕
東京地方裁判所判事に補する
東京地方裁判所長を命ずる
仙台地方裁判所判事　田村　幸一
東京高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
東京地方裁判所判事　小林　昭彦
仙台地方裁判所判事に補する
仙台地方裁判所長を命ずる
東京地方裁判所判事補兼東京家庭裁判所判事補・東京簡易裁判所判事　見原　涼介
山口地方裁判所判事補に補する
山口地方裁判所下関支部勤務を命ずる
兼ねて山口家庭裁判所下関支部勤務を命ずる
下関簡易裁判所判事に補する（以上七月八日）

○定年退官
簡易裁判所判事有簾文夫は七月五日限り定年退官
高等裁判所長官吉戒修一は七月六日限り定年退官

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、カタール国首長タミーム殿下の御即位につき、七月十一日御祝電を発せられた。

官庁報告

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定に基づき、次の地図及び簿冊を同条第二項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成二十五年七月二日付けで指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十九条の規定に基づき公告する。

平成二十五年七月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

測量及び調査を行った者の名称	地図及び簿冊の名称	測量及び調査を行った地域
新城市	愛知県新城市字東入船出来形確認測量図及び愛知県新城市字東入船地区調査簿	愛知県新城市字東入船の一部
新城市	愛知県新城市杉山字久保出来形確認測量図及び愛知県新城市杉山字久保地区調査簿	愛知県新城市杉山字久保の一部
独立行政法人都市再生機構	和泉中央丘陵地区新住居市街地開発事業の確定測量図及び調査簿	大阪府和泉市の一部（和泉中央丘陵地区）
独立行政法人都市再生機構	千葉北部地区新住宅市街地開発事業の確定測量図及び調査簿	白井市及び印西市の一部（千葉北部地区）
独立行政法人都市再生機構	京都府京都市伏見区桃山与五郎町確定測量図及び調査簿	京都府京都市伏見区桃山与五郎町の一部
大阪市病院局	平成24年度「大阪市総合医療センター」の土地境界確定作業、土地地目変更・地目更正・合筆・地積更正・分筆登記嘱託外業務確定測量図	大阪府大阪市都島区都島本通二丁目、中野町五丁目の一部

公告

諸事項

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第１号の規定に基づき、戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成25年7月16日

甲府地方法務局長　小田切敏夫

記

氏名　小野　竹雄
所属する司法書士会　山梨県司法書士会
登録番号　甲府第96号
事務所の所在地　山梨県甲府市朝日二丁目12番2号
違反行為　司法書士の品位保持義務違反等

鉱業法第142条の規定による公告

経済産業省公告第９号

下記に掲げる抵当権者の所在が不分明であって、鉱業権の取消しによる消滅登録の通知を送達することができないので、鉱業法第142条の規定により、鉱業原簿に記載された住所の所在地の市役所又は区役所に通知の内容を掲示した。